

新制大学教員資格について (仮案)

新制大学の教員資格は大学基準運用要項に掲げてあるが更に一般的に標準を求むれば次の通りである

一 教授について

- 1. 学位を有する者でその専攻につき教育の経験がある者
- 2. 研究業績のある者でその研究業績につき学術団体又は学術雑誌で認められた者で教育の経験がある者
- 3. 1. の場合教育の経験は無い者で教育に関する識見を有する者

6-3
183

4. 大学卒業後にしてその専攻の専攻科目につき十年以上教員又は研究の経験がありし教授に相当する業績がある者

右の場合で研究上の業績がある者については専攻科目につき又は教授上につき識見があることが認められる者

高等教員検定試験合格者、高等入官試験合格者等は前項大学卒業後と同様に取扱はれる

- 5. 専門学校等の卒業後十年以上又は十年以上外に準ずる業績がある者
- 6. 中等教員検定試験合格者は右に準ずる
- 7. 大学院において三年以上研究に従事しその専攻につき五年以上4. に準ずる業績がある者
- 8. 大学教授の経歴を有する者又は五年以上大学助教授の経歴を有する者
- 9. 教育の経験はないが職務上その専攻科目につき4. 又は5. の年限の業績を有し教員として適当なることを證明した者
- 10. その他本委員会が教授として適当と認めたる者

二 助教授について

- 1. 1. の各号の上に該当する者
- 2. 大学卒業後二年以上専門学校卒業後五年以上専攻学科につき4. 又は5. の業績がある者
- 3. 大学院において三年以上研究に従事しした者
- 4. その他本委員会が適当と認めたる者

上野 55